

## 市長等の措置に係る通知書

（子ども青少年部）

2019年3月25日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>（保育課）</p> <p>施設の管理は適切か</p> <p>施設用地等の借用について、賃借料の支払いが遅延しているものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。</p>	<p>2018年度の施設用地等の借用において生じた、賃借料の支払い遅延につきましては、債権者への謝罪を行うとともに、支払いを既に完了しております。</p> <p>2019年4月以降については、予算の執行管理のため、予定を含むすべての支出を記録する差引簿を作成し、その中で施設用地等の賃借料のように定期的に支払うものについては予め、支払い予定の金額や時期を記載し、支払い漏れが生じないように、十分注意いたします。</p>	2019年 5月31日